

令和5年度 那珂川市国民健康保険運営協議会（第1回）

次 第

1. 会長あいさつ

2. 事務局の自己紹介

3. 報告事項

(1) 令和5年度那珂川市国民健康保険事業特別会計予算（資料1）

(2) 国民健康保険事業の実施状況に係る目標値（資料2）

(3) 標準保険料率の推移と、近隣市の令和5年度国保税の状況（資料3・4）

(4) 産前産後保険料免除制度（資料5）

4. その他

令和5年度 協議会スケジュール・協議内容について（資料6）

【配布資料】

資料1 令和5年度 当初予算（歳入・歳出）概要

資料2 国民健康保険事業の実施状況に係る実績・目標値

資料3 標準保険料率の推移

資料4 近隣市の令和5年度国保税状況

資料5 産前産後保険料免除制度

資料6 令和5年度協議会スケジュール

令和5年度 当初予算(歳入・歳出)概要

資料1

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	R5当初予算	R4当初予算	前年度比較
1 国民健康保険税	1,047,711	987,637	60,074
一般医療分	736,290	707,782	28,508
一般後期高齢者支援分	224,233	201,009	23,224
一般介護分	87,177	78,575	8,602
退職医療分	6	205	△ 199
退職後期高齢者支援分	3	30	△ 27
退職介護分	2	36	△ 34
2 使用料及び手数料	34	64	△ 30
督促手数料	34	64	△ 30
3 国庫支出金	1	1	0
災害臨時特別補助金	1	1	0
その他国庫補助金	0	0	0
4 県支出金	3,615,444	3,526,586	88,858
普通交付金	3,480,348	3,414,450	65,898
特別交付金(保険者努力支援分)	24,020	21,050	2,970
特別交付金(特別調整交付金分)	56,837	51,463	5,374
特別交付金(都道府県繰入金2号分)	40,031	24,554	15,477
特定健康診査等負担金	14,208	15,069	△ 861
5 繰入金	443,546	535,740	△ 92,194
一般会計補助			
法定内			
保険基盤安定(保険税軽減分)	182,453	178,761	3,692
保険基盤安定(保険者支援分)	93,952	93,192	760
保険基盤安定(未就学児均等割分)	7,901	6,727	1,174
職員給与等「一般会計繰入金(ルール分)」	56,868	59,189	△ 2,321
出産一時金	16,667	16,800	△ 133
財政安定化支援事業	38,534	30,636	7,898
法定外			
その他「その他繰入金(赤字補填)」	47,171	150,435	△ 103,264
6 繰越金	1	1	0
繰越金	1	1	0
7 諸収入	23,884	20,205	3,659
延滞金	10,304	11,713	△ 1,409
一般被保険者第三者納付金	8,841	3,884	4,957
退職被保険者等第三者納付金	0	0	0
一般被保険者返納金	1,693	2,158	△ 465
過年度被保険者等返納金	3,026	2,450	576
雑入	0	0	0
歳入合計	5,130,601	5,070,234	60,367

科 目	R5当初予算	R4当初予算	前年度比較
1 総務費	78,128	83,893	△ 5,765
2 保険給付費	3,514,736	3,448,367	66,369
一般被保険者分			
療養給付費	3,011,018	2,962,667	48,351
療養費	34,007	36,002	△ 1,995
小計	3,045,025	2,998,669	46,356
一般高額療養費	434,554	414,891	19,663
高額介護合算	765	886	△ 121
移送費	1	1	0
中計	3,480,345	3,414,447	65,898
退職被保険者分			
療養給付費	1	1	0
療養費	1	1	0
高額療養費	1	1	0
中計	3	3	0
審査支払手数料	7,647	7,004	643
出産育児一時金	25,000	25,200	△ 200
出産育児一時金支払手数料	11	13	△ 2
葬祭諸費	1,680	1,650	30
傷病手当金	50	50	0
3 国民健康保険事業費納付金	1,463,816	1,470,782	△ 6,966
一般被保険者医療給付費分	998,143	1,039,869	△ 41,726
退職被保険者等医療給付費分	7	206	△ 199
一般被保険者後期高齢者支援金等分	340,714	309,354	31,360
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	4	31	△ 27
介護納付金分	124,948	121,322	3,626
4 共同事業拠出金	1	1	0
その他共同事業事務費拠出金	1	1	0
5 財政安定化基金拠出金	1	1	0
財政安定化基金拠出金	1	1	0
6 保健事業費	68,721	63,439	5,282
保健事業費	21,681	16,551	5,130
特定健康診査等事業費	47,040	46,888	152
7 基金積立金	1	1	0
基金積立金	1	1	0
8 公債費	1	1	0
一時借入金利息	1	1	0
9 諸支出金	4,196	2,749	△ 1,447
一般被保険者保険税還付金	4,196	2,749	1,447
10 予備費	1,000	1,000	0
予備費	1,000	1,000	0
歳出合計	5,130,601	5,070,234	60,367

国民健康保険事業の実施状況

事業名	内容	担当課	実績の指標	実績値				目標値	
				H30	R1	R2	R3		R4※1
1 特定健診等の推進	生活習慣病等を予防するための健診の実施や生活習慣を改善するために保健指導を行う	健康課	特定健診受診率	34.90%	39.60%	38.50%	39.70%	37.2%	40.40%
			特定保健指導受診率	H30	R1	R2	R3	R4※1	R5
2 がん検診の推進	がんの早期発見、早期治療のためにがん検診を行う	健康課	がん検診平均受診率	H30	R1	R2※2	R3※2	R4※2	R5
				15.02%	16.08%	-	-	-	17.00%
3 歯科検診の推進	40、50、60及び70歳の者を対象に、健康な歯を保つために歯科検診を行う	健康課	歯科健診受診率	H30	R1	R2※3	R3	R4	R5
				0.98%	0.88%	0.00%	0.32%	0.57%	5.00%
4 ジェネリック医薬品の普及促進	ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使用してもらうことで医療費を削減する	市民課	使用割合	H30	R1	R2	R3※4	R4※4	R5
				81.22%	82.32%	83.97%	83.90%	83.10%	84.00%
5 重篤服薬・多剤投与の適正服薬	適正な服薬を推進する	市民課	対象者への通知件数	H30	R1	R2	R3	R4	R5
				583件	550件	20件	20件	20件	500件
6 レセプト点検による医療費の適正化	レセプト(診療報酬明細書)点検による医療費適正化を推進する	市民課	レセプト点検による財政効果率	H30	R1	R2	R3	R4※4	R5
				0.15%	0.12%	0.10%	0.09%	0.10%	0.10%

※1: 特定健診受診率、特定保健指導率はR5.6時点の数値

※2: がん検診は、国保被保険者に限定した集計は国集計の数値のため、R2年度数値はR5年度の秋ごろに確定予定

※3: 新型コロナウイルスの感染拡大により歯科健診を中止としたため

※4: 国集計の数値は確定していないため、年度末又は直近の数値

標準保険料率の推移

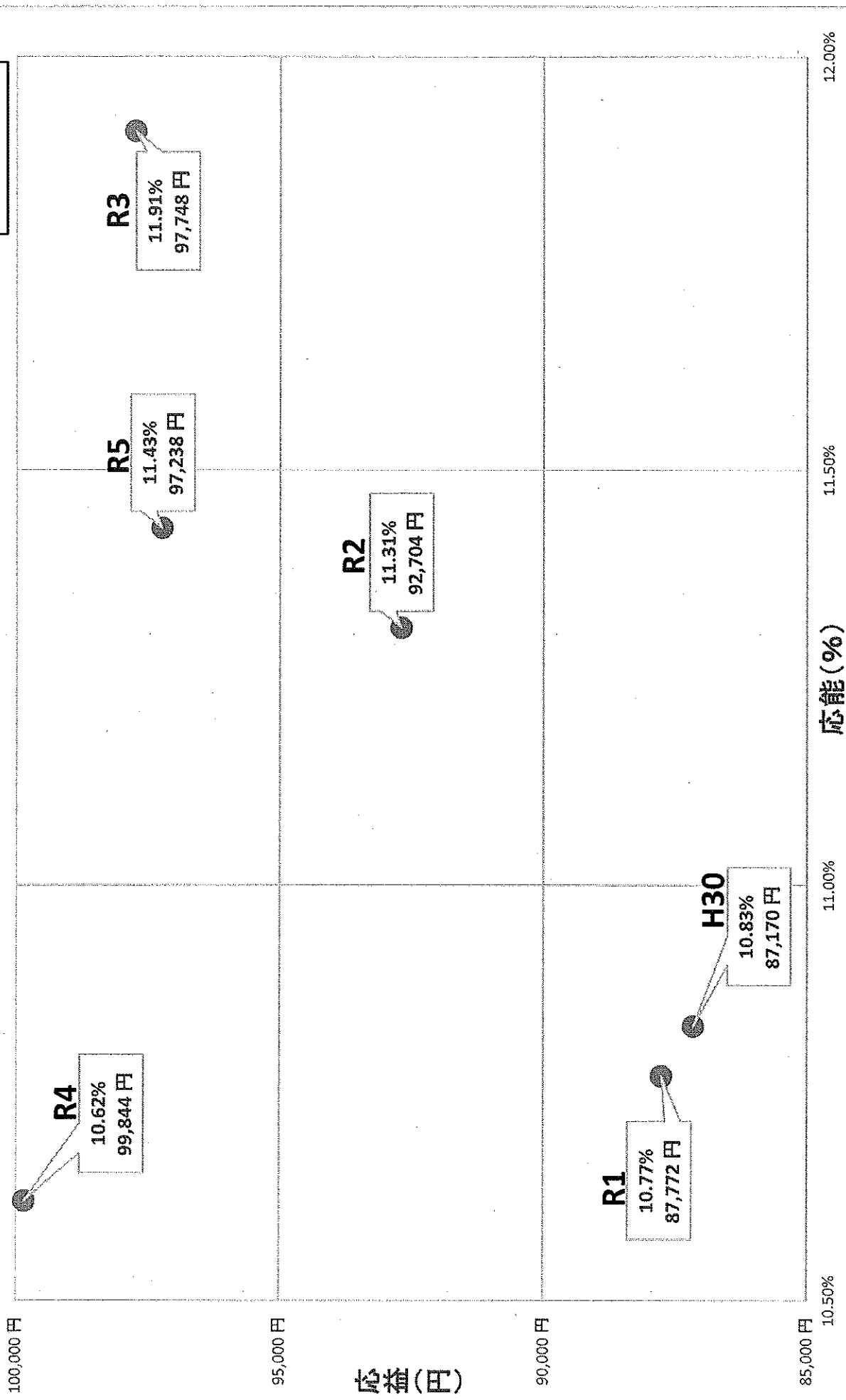
年度	医療給付費分		後期高齢者支援等分		介護納付金分		保険税率計		対前年比	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	応能割	応益割	応能割	応益割
H30	7.07%	26,805 円	2.26%	9,002 円	1.50%	16,652 円	10.83%	87,170 円	-	-
R1	7.10%	27,238 円	2.08%	8,428 円	1.59%	17,225 円	10.77%	87,772 円	▲0.06%	602 円
R2	7.02%	26,820 円	2.38%	9,606 円	1.91%	20,296 円	11.31%	92,704 円	0.54%	4,932 円
R3	7.34%	28,130 円	2.44%	9,879 円	2.13%	22,396 円	11.91%	97,748 円	0.60%	5,044 円
R4	6.73%	29,866 円	2.21%	10,339 円	1.68%	21,336 円	10.62%	99,844 円	▲1.29%	2,096 円
R5	6.95%	28,261 円	2.58%	10,765 円	1.90%	20,004 円	11.43%	97,238 円	0.81%	▲2,606 円
参考	7.08%	27,900 円	2.10%	8,900 円	1.65%	18,500 円	10.83%	91,200 円	0.60%	6,038 円

● 参考は、那珂川市の令和5年度保険税率です。

● 参考の対前年比は、(R5年度標準保険料率) - (那珂川市R5保険税率) の数値です。

標準保険料率 (H30～R5年度)

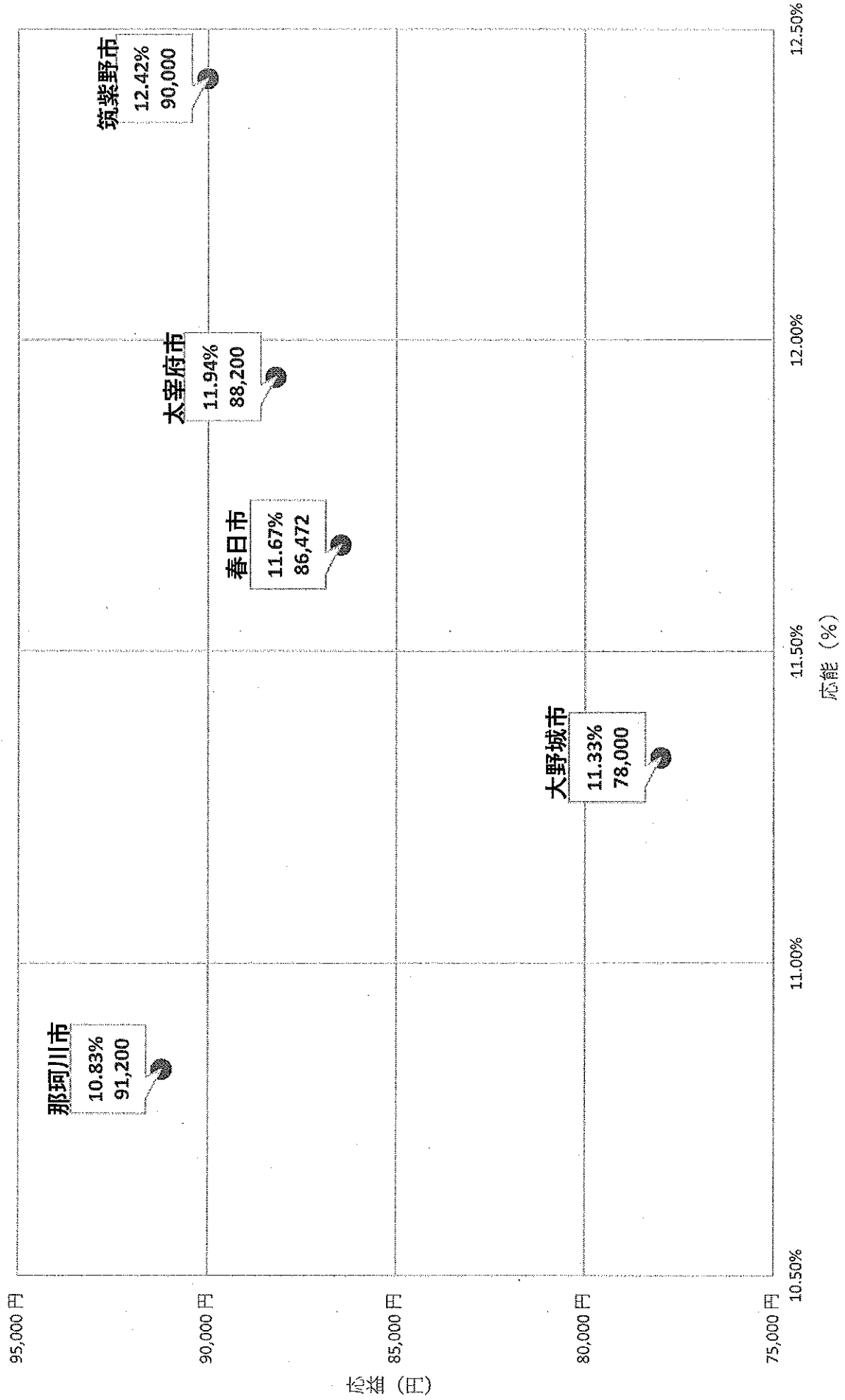
資料3-2



令和5年度国保税率（近隣市）

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分		保険税率計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	応能割	応益割
那珂川市	7.08%	27,900 円	2.10%	8,900 円	1.65%	18,500 円	10.83%	91,200 円
春日市	6.80%	26,433 円	2.51%	9,212 円	2.36%	16,899 円	11.67%	86,472 円
大野城市	7.36%	25,000 円	2.19%	7,000 円	1.78%	14,000 円	11.33%	78,000 円
太宰府市	7.37%	26,500 円	2.47%	8,300 円	2.10%	16,200 円	11.94%	88,200 円
筑紫野市	7.32%	27,200 円	2.66%	10,800 円	2.44%	16,400 円	12.42%	90,000 円

近隣市の状況 (令和5年度 国保税率)



産前産後国保税免除制度の概要（予定）

■対象者

- ・ 出産予定、又は出産した国民健康保険の被保険者
- ・ 所得制限なし

■免除期間

（1）単胎妊娠の場合

出産予定月の前月から4か月間

（例1）出産予定日が令和6年2月の場合

免除期間 令和6年1月～令和6年4月（4ヶ月間）

（例2）出産日が令和5年11月の場合

免除期間 令和6年1月（1ヶ月のみ）

（2）多胎妊娠の場合

出産予定月の3月前から6か月間

（例3）出産予定日が令和6年4月の場合

免除期間 令和6年1月～令和6年6月（6ヶ月間）

■免除対象の国保税

- ・ 対象者の所得割と均等割を免除

■免除実施に伴う財源

国庫負担 2分の1

県負担 4分の1

市町村 4分の1

令和5年度 那珂川市国民健康保険運営協議会 開催予定

- 第2回 令和5年11月下旬～12月中旬
内容 ・令和6年度国民健康保険税の試算、及び諮問
・健康課からの報告
- 第3回 令和6年1月中旬
内容 ・令和6年度標準保険料率の通知に基づく審議
- 第4回 令和6年1月下旬
内容 ・諮問への答申
(令和6年第1回定例会において条例改正を提出)
- 第5回 令和6年3月下旬
内容 ・令和6年度当初予算説明

※開催日につきましては、改めて日程調整を行います。

参考資料

国民健康保険事業特別会計 歳入・歳出項目概要

那珂川市国民健康保険運営協議会

歳 入

I. 国民健康保険税

1. 一般医療分
一般被保険者から徴収された国民健康保険税
2. 一般後期高齢者支援分
一般被保険者分から後期高齢者支援金として支出するために徴収される。
3. 一般介護分
一般被保険者のうち 40～64 歳の人から徴収され、介護納付金として支出。
4. 退職医療分
退職被保険者から徴収された国民健康保険税
5. 退職後期高齢者支援分
退職被保険者分から後期高齢者支援金として支出するために徴収される。
6. 退職介護分
退職被保険者のうち、40～64 歳の方から徴収され、介護納付金として支出。

◎退職者医療制度とは(60 歳～64 歳まで)

会社を定年等で退職した人は、一般的に国民健康保険に加入することが多く、医療費の必要となる時期に社会保険から国民健康保険に切り替わる為、若年者と比較して、医療費の負担が大きくなるといった制度上の問題がある。これを是正するために、国民健康保険には、退職者医療制度が導入されている。

この退職者医療制度の対象者の医療費に対する財源を被用者保険制度の各保険者(協会健保、健保組合、船保、共済等)が負担する為、国保財源の軽減を図ることができる。

※ 平成 27 年 3 月末で廃止されたが、対象者が 65 歳になるまでの間は引き続き退職者医療制度の対象者となる。

※ 令和元年度末で対象者がいなくなったため、令和 2 年度以降は滞納繰越分のみが予算計上されることとなる。

該当要件

<退職者被保険者の該当者>

- 国保に加入している方。
- 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が 20 年以上、もしくは 40 歳以降に 10 年以上となる方。

〈退職者被扶養者になる人〉

- 退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁も含む)と3親等以内の親族、また配偶者の父母と子
- 年間の収入が130万(60歳以上の人や障害者は180万円)未満の方

Ⅱ. 国庫支出金

国からの補助金。平成29年度までは、療養給付費等負担金(一般被保険者の医療費に対して負担するもの)や、財政調整交付金(国民健康保険の保険者の財政を安定させるために支給されるもの)などが国から市町村へ直接支給されていたが、平成30年度からの国保制度改革に伴い、県が国保財政の運営の主体となったことから、国からの補助については、一部を除き県へ一度支払いが行われ、市への配分については、それを歳出の国民健康保険事業費納付金より差し引いて支給することとなっている。

1. 災害臨時特例補助金

激甚災害に被災された方の療養に関する本人負担分を減免したのものについて交付されるもの。

Ⅲ. 都道府県支出金

財政運営の主体である県から市町村に交付されるもの。普通交付金と特別交付金の2種類に分類される。

1. 普通交付金

国保法第45条第5項の適用を受ける給付費(療養の給付、訪問介護療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、その他療養費等)に関して、その全額を県から交付されるもの。

2. 特別交付金

県から各市町村の財政状況やその他の事情に応じて交付されるもの。

- 特別調整交付金分

災害による一部負担金減免や、非自発的失業に伴う国保税の減免分やシステム改修費用などの、止むを得ない特別な事情に起因する費用等に応じて交付されるもの。

- 保険者努力支援制度分

医療費の適正化(保健事業、収納率向上、第三者求償など)の取り組みの達成度合いに応じて交付されるもの。

- 都道府県 2 号繰入金分
 収納率特別対策事業や保健事業、医療費適正化事業に要する経費に応じて交付されるもの。
- 特定健康診査等負担金
 県が特定健康診査等に対して、補助するもの。これまで国が負担していたものと併せて、対象経費の 2/3 に対して交付されるもの。

※国保法第 45 条第 5 項

(保険医療機関等の診療報酬)

市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる。

VI. 繰入金

市の一般会計から職員給与、事務費、助産費の一部又、財源不足を補うために国保特別会計に繰り入れるもの。

1. 保険基盤安定繰入金

所得に応じた、保険税の軽減等により、不足する保険税を補填するもの。

国 50%、県 25%、市 25%が負担し繰り入れ。

- 保険税軽減分
 保険税の 2 割、5 割、7 割軽減措置に対し補填するもの。
- 保険者支援分
 中間所得層を中心に保険税負担を軽減するため、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合を補填するもの。
- 未就学児均等割分
 令和 4 年度から未就学児にかかる均等割部分については、5 割軽減が実施されることとなり、その軽減分を補填するもの。

2. 職員給与等

特別会計で負担している職員の人件費を負担するもの。

3. 出産一時金

出産育児一時金にかかる費用の 2/3 を繰り入れるもの。

4. 財政安定化支援事業

国民健康保険財政の安定化、保険税負担の平準化等を図るため、保険者の責に

帰さない事由(所得水準、病床数、平均年齢)に対して、市町村一般会計から国保特別会計へ繰入するもの。地方財政措置(普通交付税の算定)あり。

V. その他の収入

保険税延滞金や第三者納付金、返納金など。

歳 出

I. 総務費

一般事務費、給与など

II. 保険給付費等

保険者が被保険者の医療費(疾病、負傷、出産、死亡)に対して負担するもの。

1. 療養給付費

被保険者が医療機関で受診した場合や薬局で薬剤の支給を受けると、被保険者は一定の割合で医療費の負担をする。保険者である那珂川市は、その医療費の残額を支払う必要があり、そのための費用。

2. 療養費

治療用コルセットなどの装具購入に要した費用や、はり・きゅうの治療に要した費用等について、負担する。

3. 高額療養費

被保険者が同月内の医療費の自己負担額が一定の額を超えた場合に高額療養費として本人に返還する。

4. 高額介護合算

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ合算して一定額を超えた場合に本人に返還する。

5. 審査支払手数料

医療機関が診療を行い、診療報酬明細書(レセプト)を作成する。その診療報酬明細書を国保連合会に集め、国保連合会で診療報酬明細書の審査を行う。

その手数料として保険者である那珂川市が国保連合会に支払うための費用。

6. 出産育児一時金

出産育児一時金として48.8万円又は50万円を支給するための費用。

7. 葬祭費

葬祭費として3万円を支給するための費用。葬祭を行う者に支給。

Ⅲ. 国民健康保険事業費納付金

保険者が負担する医療費や後期高齢者支援制度に対する支援金などの原資として、市が県に対して納付するもの。

なお、毎年の納付金額は前年度の1月に、その納付金額を賄うために市町村が必要とする標準的な税率（標準保険税率）とあわせて県が算定し、市町村に通知することとなっている。

1. 医療給付費分

被保険者の医療費の財源として納付するもの。

2. 後期高齢者支援金等分

後期高齢者支援金の財源として納付するもの。

3. 介護納付金分

40～64歳の被保険者から徴収した介護保険料相当分を納付するもの。

Ⅳ. 共同事業拠出金

一般被保険者のうち退職被保険者に該当すると思われる対象者のリストを国保連合会が作成することに対する負担金。

Ⅴ. 財政安定化基金拠出金

予期せぬ給付費の大幅な増や、保険料の収納不足などにより、財源不足となった場合に、県から市町村に貸付を行うために設置された財政安定化基金への拠出金。

Ⅵ. 保健事業費

1. 保健衛生普及費

医療費通知の送付や、国保制度案内パンフレット等の啓発に要する経費。

2. はり・きゅう費

はり・きゅうの助成金。

3. 特定健診・特定保健指導事業費

40歳から74歳までの人に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目した健診及び保健指導を行うための費用。